

多気町「産後ケア事業」のご案内

毎日子育てを頑張っているお母さんの心と体をケアします。



- ・初めての子育てで自信がない。これでいいのかな？
- ・とても疲れているみたい。少し休みたいな。
- ・イライラして気持ちが不安定でつらい。
- ・おっぱいとミルクが足りているかな？

産後ケアの内容

- (1) 産婦の健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 乳児（新生児）の身体計測・発育発達のチェック
- (4) 乳児（新生児）の沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供



利用できる方

下記のすべての条件にあてはまる方です。

- (1) 出産後 1 年未満の産婦およびその子である乳児（新生児）であって、そのいずれかが多気町に住民票がある方（委託機関によって対象期間は異なります）
- (2) 産後の体調の回復について不安のある方、または育児不安のある方、その他町が必要と認めた方
- (3) 産婦と乳児（新生児）ともに専門的な治療の必要のない方
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症にかかっていない方

産後ケアの種類

- ・ ゆっくりケアを受けたい方は、医療機関・助産所などで宿泊型・通所型がおすすめです。
- ・ ご自宅でケアを受けたい方は、訪問型がおすすめです。

宿泊型

医療機関や助産所、提携施設に宿泊してケアを受ける。
1 日 3 食付き（初日と最後の日
は 1 食または 2 食）

自己負担額（1 日あたり）	
町県民税課税世帯	3,000 円
町県民税非課税世帯	1,500 円
生活保護世帯	0 円



通所型

医療機関や助産所で 9：00～
17：00 の間、ケアを受ける。
1 日 1 食付き。

自己負担額（1 日あたり）	
町県民税課税世帯	2,500 円
町県民税非課税世帯	1,250 円
生活保護世帯	0 円



訪問型

ご自宅でケアを受ける。
※駐車スペースの確保をお願いします。

自己負担額（1 日あたり）	
町県民税課税世帯	1,200 円
町県民税非課税世帯	600 円
生活保護世帯	0 円



- ※ 利用できる期間は、原則 7 日以内です。
- ※ 自己負担額以外に別途費用が掛かる場合があります。詳しくは委託機関に問い合わせください。
- ※ 産後ケアの種類や対象時期や条件等は、委託機関によって異なります。

委託機関

※利用期間について、状況によっては対応できない場合があります。

● 多気町内 の施設・事業所

委託機関名	所在地 電話番号	条件など	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
あかね助産院	提携施設： ふれあいの森 勢山荘			○ 1 歳未満	○ 1 歳未満
助産院 Raccoon	提携施設：旅籠 VISON		○ 1 歳未満	○ 1 歳未満	

● 多気町外 の施設・事業所

委託機関名	所在地 電話番号	条件など	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
ナオミレディース クリニック	松阪市深長町 823 番地 TEL 0598-63-0101	自施設で 出産した 産婦のみ	○ 4 カ月まで	○ 4 カ月まで	
南産婦人科	松阪市下村町 1041 番地 TEL 0598-29-2020	他施設で 出産した 産婦も可	○ 2 カ月まで	○ 2 カ月まで	
菊川産婦人科	伊勢市一之木 5-15-5 TEL 0596-23-1515	自施設で 出産した 産婦のみ	○ 4 カ月まで	○ 4 カ月まで	
三重中央医療 センター	津市久居明神町 2158 番地 5 TEL 059-259-1211	自施設で 入院継続の 児または 産婦のみ	○ 期間は 要相談		
三重県助産師会 所属助産師	https://midwife.main.jp/ 		○ 1 歳未満	○ 1 歳未満	○ 1 歳未満

← (5 カ月以降は要相談) →

利用の流れ

(1) 利用を希望される方は、多気町こども課までご相談ください。妊娠中からのご相談も受け付けています。

(2) ご出産後、「多気町産後ケア事業申請書」をこども課へご提出ください。

- 申請書は、こども課窓口のほか、多気町ホームページからもダウンロード可能です。

(3) 適切なケアを提供するため、保健師がご家庭の状況等をお伺いします。

(4) 申請後、申請内容に基づき審査を行い、利用の可否を決定します。

利用が承認された方には、多気町こども課より「多気町産後ケア事業決定通知書」を送付します。

- 準備物等について：利用する施設が決定しましたら、持ち物や利用時間等を直接施設へご確認ください。
(一部、実費をご負担いただく場合があります)

(5) 決定通知書の内容に従い、施設にてケアを受けてください。サービス終了後、施設へ自己負担分をお支払いください。

- やむを得ず利用を中止する場合は、早めに施設(またはこども課)へご連絡ください。前日正午以降のキャンセルの場合、キャンセル料がかかることがあります。

【お問い合わせ】

多気町こども課 ☎0598-38-1154 (平日 月～金曜日 祝日除く 開庁時間に準じる)

多気町ホームページ <https://www.town.taki.mie.jp/life/soshiki/kodomo/4/524.html>

